

小型移動式クレーン運転技能講習

この講習は岩手労働局長登録機関（登録番号3-412）として、労働安全衛生法に基づいて実施するものです。つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの業務に就くときは、技能講習修了証を有する者でなければ、就業できないことになっております。この講習を受講し学科及び実技試験に合格した方に『修了証』を交付いたします。つきましては、資格取得に必要な技能講習を、下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 (1)学科 平成29年10月17日(火)～18日(水) 8:45～17:05(受付8:30 閉会8:45)
(2)実技 1回目 平成29年10月19日(木) 7:45～17:30(集合7:45)(30名)
2回目 平成29年10月20日(金) 7:45～17:30(集合7:45)(20名)
*実技は申込順に2回に分けて実施します。*受講者が少ない時は1回目のみの実施です。

2. 会 場 学科 気仙教育会館(大船渡市盛町字東町14-2) ◎駐車場あり *玄関前には駐車しないでください。
(複数名でお申込みの場合はできるだけ乗り合わせをお願いいたします。)

実技 株式会社阿部商店大船渡食品(大船渡市大船渡町字欠の下向) ◎駐車場あり

3. 受講資格 18歳以上の方(18歳未満で受講の方は、18歳より修了証が有効となります。)

4. 修了試験 学科・実技講習科目について修了試験を行います。

5. 受講料等 [全科目受講者] 30,805円(消費税8%込)(受講料29,160円 テキスト代1,645円)

[一部免除者] 28,645円(消費税8%込)(受講料27,000円 テキスト代1,645円)

6. 一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

- (1) クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。
(2) 床上操作式クレーン運転技能講習を修了したもの。
(3) 玉掛け技能講習を修了したもの。

- 免除科目 (イ) 学科→小型移動式クレーンの運転のための必要な力学に関する知識
(ロ) 実技→小型移動式クレーンの運転のための合図

7. 申込締切日 10月6日(金) ただし先着50名に達し次第締切らせていただきます。

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消されることがありますのでご注意ください。

8. 申込方法 裏面の「受講申込書」により受講料・テキスト代・写真1枚(上図参照。鮮明なもの)を添えてお申し込みください。

また、一部免除申請のある方は、該当する免許証、修了証のコピー(顔写真が確認できるもの)を貼付願います。(申込書FAX可。免許証、修了証のコピー、写真は郵送願います)

〒022-0003 大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所 別棟2階 TEL 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

※ 銀行送金の場合は、申込締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

岩手銀行大船渡支店(普) 0318834 (公財)岩手労働基準協会大船渡支部

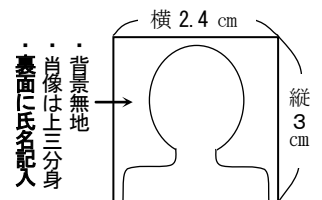
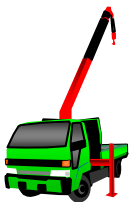
9. キャンセルの取扱 10月10日(火)以降の取り消し及び欠席には受講料のお返しはできません。

10. カリキュラム

1日目	2日目	3日目
8:45～9:00 朝エンターテイン	9:00～12:10 原動機及び電気に関する知識	7:45～14:45 運転(6時間)
9:00～16:00 小型移動式クレーンに関する知識 (休憩10:00～10:05、11:05～11:10) 昼食12:10～12:50、 休憩13:50～13:55、14:55～15:00)	12:50～16:00 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 (休憩13:50～13:55、14:55～15:00)	(休憩8:45～8:50、9:50～9:55) 昼食12:00～12:40、 休憩13:40～13:45)
16:05～17:05 関係法令	16:05～17:05 学科試験	14:45～15:45 合図(1時間) 15:45～17:30 実技試験 ※終了時間 試験の状況により前後します。

※ 集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。

11. その他 (1) 受講料は後日郵送いたします。講習日3日前までに届かないときは当支部へご連絡ください。
(2) 一部免除受講者は該当する免許証、修了証を原本確認のため受講日に必ずご持参ください。
(3) 筆記用具(試験時は、鉛筆・消しゴム使用)を必ずご持参ください。
(4) 学科修了後の実技日程を次回へ繰越等の変更は出来ませんので、充分ご留意ください。
(5) 実技講習にはヘルメット(貸出有)、ホイッスル、安全靴等服装を整えてください。
(6) 昼食をご持参ください。
(7) 当協会では、受講者を対象とした「講習等災害補償保険」に加入しています。
(8) 雇用調整助成金受給事業所は教育訓練の対象になることがあります。
(9) 大船渡市求職者資格取得支援事業の対象講習です。大船渡市に住所を有し安定所に求職申込みしている方は当支部へお問い合わせください。(ただし、給付条件あり) ※当協会夏季休日 8月13日～16日



小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

No. _____

※実技受講日は原則申込書提出順となります。

※協会使用欄

学科 平成29年10月17日(火)～18日(水)

実技 1回目:平成29年10月19日(木)

2回目:平成29年10月20日(金)

実施管理者	原本確認	免除要件確認

ふりがな		生 年 月 日	昭 和 年 月 日
氏 名		平 成	
現 住 所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒 —	TEL () () () 緊急用 携帯電話 () () ()	

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤 務 地	所在地	〒 —	TEL () () ()
	事業場名 代表者名		担当者名 内 線 ()
※該当箇所にお印 をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員
	受 講 票 送 付 希 望 先	勤 務 先	自 宅
			受講料振込予定日 月 日

平成 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

受 講 一 部 免 除 申 請 書

運転士免許証・技能講習修了証貼付欄 (必要に応じて裏面にも貼付してください)

※一部免除 次の方は、申請により講習の一部が免除されます。

(1)クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けたもの。

(2)床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了したもの。

※受講一部免除申請者は、該当する運転士免許、技能講習修了証の写し(顔がはっきり確認できるもの)を申込書に貼付し、

原本確認のため受講当日に必ずご持参ください。

(記入に際しての注意事項)

1)氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入してください。(鉛筆書き不可)

2)忘れずに**担当者名**をご記入ください。

3)申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡及びお客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。